

随意契約の理由

令和2年度消防ホースポール新設工事に係るこのことについて、地方自治法第234条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記の理由により随意契約により施行する。

記

本工事は消防施設の工事であり、消防敷材を取り扱う専門業者に特定される工事であるため、随意契約にて実施することが合理的であると思われる。